

雇用保険の 高年齢求職者給付金を 受けようとする方へ…



雇用保険の高年齢求職者給付金を受けることができる
期間(受給期間)は離職の日の翌日から1年間です！

再就職を希望される方はすぐにハロー
ワーク(公共職業安定所)で手続きをして
ください。

★再就職を希望しない場合、または働くことができない場合は手続きはできません。
(2ページ以下を必ずお読みください。)

受給手続きに必要なもの ※受給手続きには個人番号確認書類(マイナンバーカード等)が必要です。

1. 離職票—1 → 氏名や口座番号などを記入してください。(6ページの記入例を参照)ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。下記3の書類を必ず持参してください。
2. 離職票—2
3. マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元(実在)確認書類をお持ちください。
 - ① 個人番号確認書類(いずれか1種類)
通知カード、個人番号の記載のある住民票(住民票記載事項証明書)
 - ② 身元(実在)確認書類((1)のうちいずれか1種類。(1)の書類をお持ちでない方は、(2)のうち異なる2種類(コピー不可))
 - (1) 運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書(写真付き)など
 - (2) 公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書など
4. 写真1枚(最近の写真、正面上半身、タテ3.0cm×ヨコ2.4cm)
※本手続き及び認定時に運転免許証等を提示する場合は不要です。
5. 本人名義の預金通帳(一部の金融機関を除く)
6. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳
◆船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込み手続きをお願いします。

ハローワーク(公共職業安定所)・長野労働局

雇用保険の手続きに来所される皆さまへ

失業給付の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分～17時15分です。手続きには「受給資格決定」「求職申込」「職業相談」があり、それぞれに一定の時間がかかること等から、16時前までのご来所をお勧めさせていただきます。

また、再就職のための「職業相談・職業紹介」には、その後いつでも来所可能ですが、ご利用いただくにあたっての時間帯（夜間開庁・土曜開庁時を除いた平日）は、9時～17時をお勧めさせていただきます。

1. 高年齢求職者給付金を受けることができる人は…

(1) 失業の状態にある方が受けられます

高年齢求職者給付金は、65歳以上の高年齢被保険者が離職して「失業の状態」にあるときに支給されます。

雇用保険でいう「失業の状態」とは、

- 就職したいという意思があって
- いつでも就職ができる能力・環境があるにもかかわらず
- 職業に就くことができず
- 積極的に求職活動を行っている状態にある

ことをいい、ハローワーク(公共職業安定所)において、その確認をします。

例えば、

- ① 家事に専念するとき
 - ② 農業・商業などの家業に従事し、就職することができない方
 - ③ 再就職がすでに決まっていて、安定所の就職あっせんを必要としないとき
 - ④ 病気等のため今すぐ働くことができないとき
 - ⑤ 定年退職後しばらくの間休養するとき
- …などは失業の状態にあるとはいえません。

※雇用保険の基本手当と異なり、受給期間の延長制度はありません。

(2) 一定期間の被保険者期間が必要です

高年齢求職者給付金の支給を受けるためには次の「被保険者期間」が必要です。

- 離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数11日以上が6か月以上あること。なお、離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数が11日以上が6か月ない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。

2. 高年齢求職者給付金を受けるためには…

あなたの住所又は居所を管轄するハローワーク（8ページ参照）に出向き、求職の申込みをしたうえ、離職票を提出してください。

なお、同一都道府県内の別のハローワークで就職活動を行い、その管轄地域への就職を希望する方は、ハローワークへご相談ください。

その後、ハローワークへ指定された日にあなた自身が出向き、失業の状態であることの確認（認定）を受けた場合に高年齢求職者給付金が一括で支給されます。

- ◎ 離職票を受けとったら1日も早く、ハローワークへ出向き、手続きをしてください。

3. 高年齢求職者給付金を受けることができる期間と日数は…

- ◎ 高年齢求職者給付金は、離職の日の翌日から1年間（受給期間内）に、失業の状態であると確認された場合に、被保険者期間（被保険者として雇用された期間）に応じて定められた給付日数が一括して支給されます。

◎ 給付金の額

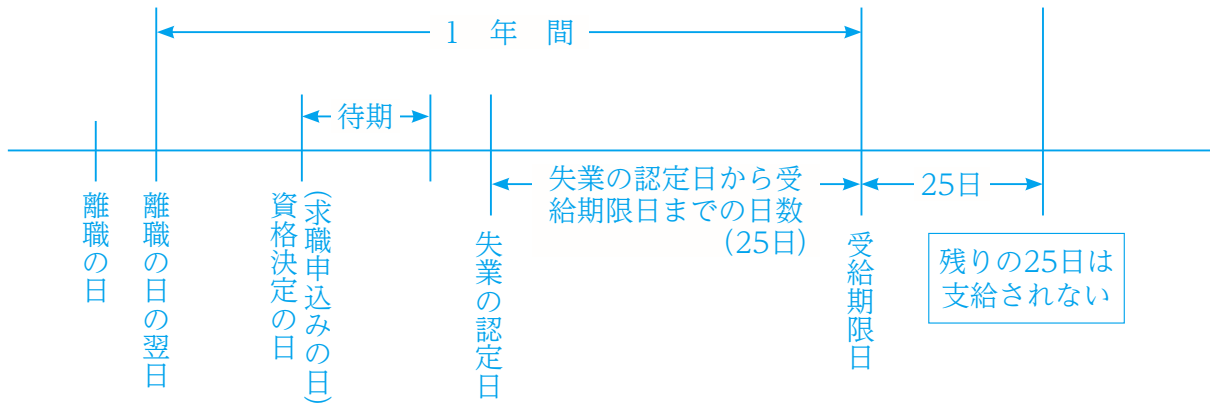
高年齢求職者給付金の額は、次の表に掲げる日数分の基本手当の額に相当する額です。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
支給日数	30日分	50日分

ただし、失業の状態が確認された日（失業認定日）から受給期間の末日までの日数が支給日数に満たないときは、その日数分しか支給されません。

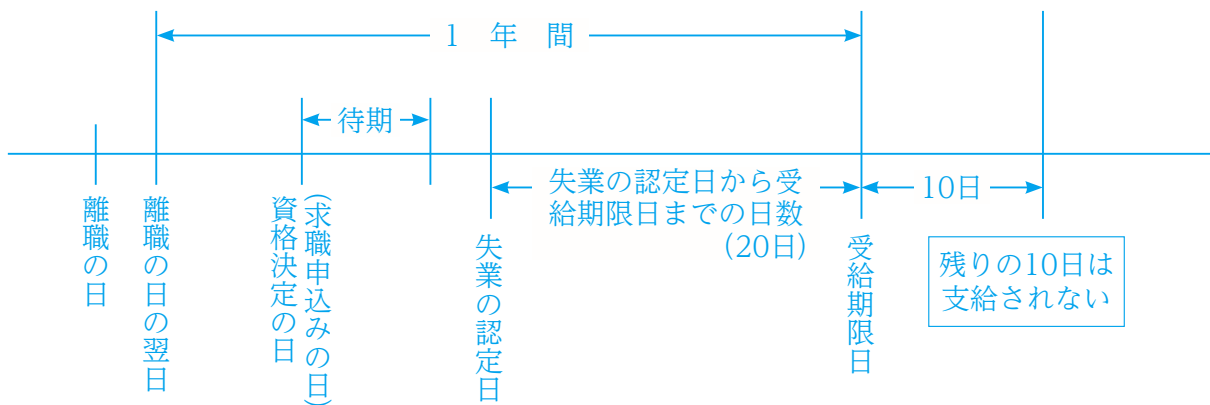
（次のページの図1・図2をご覧ください。）

(図1) 被保険者として雇用された期間が1年以上の方の場合



この場合は、25日分の高年齢求職者給付金が支給になります。

(図2) 被保険者として雇用された期間が1年未満の方の場合



この場合は、20日分の高年齢求職者給付金が支給になります。



4. 高年齢求職者給付金はあなたの口座に振込まれます

高年齢求職者給付金は、あなたの希望する金融機関（郵便局を含む）の「普通預貯金口座」へ振込みとなります。

このため、離職票-1の「求職者給付等払渡希望金融機関指定届」（以下「指定届」といいます。）で払込先金融機関を届出させていただきます。

また、最近新設された金融機関の店舗は利用できない場合がありますのでご注意ください。

振込みには、ご本人名義の「普通預貯金口座」が必要です。ご本人名義の「普通預貯金口座」がない方は新規に作っていただくことになります。



離職票-1の備考欄（6ページ参照）に支払方法口座、金融機関名がアスタリスク（*）で印字されている方は、以前に雇用保険給付関係の利用時に登録がありますので、手続きの際にハローワークの窓口で確認いただき、登録の金融機関及び口座番号への振込みを希望される方は「指定届」は必要ありません。

● 「口座振込」の手続きは……

離職票-1「指定届」に氏名、住所、金融機関名、口座番号を記入してください。ハローワークでは、ご持参いただいた預金通帳で口座番号等を確認させていただきます。

「指定届」の記入については6ページの記入例をご覧ください。



● 高年齢求職者給付金の支払いは……

高年齢求職者給付金が、あなたの指定した金融機関の預金口座に振込まれるのは、失業の認定日の約7日後となります。また、土、日、祝日等による金融機関の休日等がある場合には、その日数分だけ入金が遅れます。

5. 高年齢求職者給付金を受けるにあたっての留意点

(1) 待期の7日間は支給されません

高年齢求職者給付金は、皆さんが離職後最初にハローワークへ来所して求職の申込みを行い受給資格者であることの確認を受けた日から、失業の状態にあった日が**通算して7日間経過してからでない**と支給されません。これを待期といいます。



(2) 給付制限が2か月(3か月)かかる場合があります

次のような場合は、待期(7日間)に続いて2か月間(3か月間)支給されません。これを**給付制限**といいます。

① 正当な理由がなく自己の都合で退職したとき。

※令和2年10月1日以降に離職された方で、正当な理由がなく自己の都合で退職した場合は、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となりますが、それ以降は3か月となります。

② 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇されたときは3か月となります。

以上の期間を経過した後に失業の認定を受けた場合には、高年齢求職者給付金が支給されることとなります。



(3) 高年齢求職者給付金の日額は

高年齢求職者給付金の額は、算定基礎期間(被保険者として雇用された期間)に応じ、3ページの表に掲げる日数分の基本手当の額に相当する額が一時金で支給されます。

基本手当の日額は、原則として離職の日の直前6か月間の毎月きまって支払われる賃金の1日当たりの額を、別に定められている基本手当の計算方法にあてはめて決められます。(ボーナスなどは含みません。)

■住(居)所を管轄するハローワーク(公共職業安定所)

名称	所在地	管轄区域
長野	〒380-0935 長野市中御所3-2-3 ☎026(228)1300	長野市(ハローワーク篠ノ井及び須坂管轄区域を除く)、上水内郡
松本	〒390-0828 松本市庄内3-6-21 ☎0263(27)0111	松本市、塩尻市(ハローワーク木曾福島管轄区域を除く)、安曇野市、東筑摩郡
上田	〒386-8609 上田市天神2-4-70 ☎0268(23)8609	上田市、東御市、小県郡
飯田	〒395-8609 飯田市大久保町2637-3 ☎0265(24)8609	飯田市、下伊那郡
伊那	〒396-8609 伊那市狐島4098-3 ☎0265(73)8609	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
篠ノ井	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田826-1 ☎026(293)8609	長野市(篠ノ井、松代町、川中島町、稲里町、真島町、小島田町、青木島町、丹波島、三本柳、信更町、大岡)、千曲市、埴科郡
飯山	〒389-2253 飯山市飯山186-4 ☎0269(62)8609	飯山市、中野市、下水内郡、下高井郡
木曾福島	〒397-8609 木曾郡木曾町福島5056-1 ☎0264(22)2233	塩尻市(贄川、木曾平沢、奈良井)、木曾郡
佐久	〒385-8609 佐久市原565-1 ☎0267(62)8609	佐久市、南佐久郡、北佐久郡のうち立科町
小諸 (出張所)	〒384-8609 小諸市御幸町2-3-18 ☎0267(23)8609	小諸市、北佐久郡のうち御代田町、軽井沢町
大町	〒398-0002 大町市大町2715-4 ☎0261(22)0340	大町市、北安曇郡
須坂	〒382-0099 須坂市墨坂2-2-17 ☎026(248)8609	須坂市、長野市(若穂地区)、上高井郡
諏訪	〒392-0021 諏訪市上川3-2503-1 ☎0266(58)8609	諏訪市、茅野市、諏訪郡(ハローワーク岡谷管轄区域を除く)
岡谷 (出張所)	〒394-0027 岡谷市中央町1-8-4 ☎0266(23)8609	岡谷市、諏訪郡のうち下諏訪町

(R. 6. 10)